

いぶりしごと発信パートナーの活動に係る覚書（様式）

（総則）

- 第1条 北海道胆振総合振興局（以下「甲」という。）及び〇〇（パートナー事業者名）（以下「乙」という。）は、この覚書に基づき、「いぶりしごと発信パートナー制度」（以下「本制度」という。）に定める連携事項を実施する。
- 2 この覚書に定める催告、請求、通知、報告、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 3 この覚書の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この覚書の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、覚書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 5 この覚書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 この覚書は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この覚書に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

（連携事項）

- 第2条 甲及び乙は、地元企業の人材確保を目的とした企業紹介動画を作成し、甲が運営する胆振総合振興局管内企業情報 Instagram「やっぱりいぶり！」（以下、「SNS」という。）で投稿する。
- (1) 甲は、胆振管内に事業所がある企業から SNS に掲載する動画作成の希望があった場合、当該企業に乙を紹介する。
- (2) 乙は、当該企業が乙による動画作成を希望した場合、動画内容の企画・調整、取材・撮影、編集及び企業への確認依頼等を行い、完成した動画を甲に提出する。
- (3) 甲は、乙から提出された動画を SNS で投稿し、動画作成者として乙の名称を SNS に掲載する。
- (4) 動画内容の企画や編集内容の修正については、甲と乙が協議して行うこととする。

（権利義務の譲渡等）

- 第3条 乙は、本制度により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権等の取扱い）

- 第4条 乙は、連携事項の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に移転しなければならない。ただし、乙は、次の各号を遵守したうえで、当該著作物を編集し、乙の業務実績として乙の運営する SNS、ウェブサイト、その他媒体において使用することができる。
- (1) 当該企業が動画の内容及び各種媒体への掲載について合意していること。
- (2) 第2条で作成する動画と異なる構成（デザイン、BGM、サムネイル及び字幕など）であり、内容については甲と協議して検討すること。
- (3) 甲が第2条3号の投稿を行ってから、2週間程度の期間を空けて掲載すること。
- (4) 掲載した動画に関して問題が発生した場合、乙の責任において対応すること。

(委託の禁止)

第5条 乙は、連携事項の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、連携事項の適正な履行を確保するために必要な範囲において、連携事項の一部の処理を、乙の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、乙は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、連携事項の一部の処理を委託するときは、委託した業務に係る委託先の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

4 乙は、連携事項の一部の処理を委託するときは、この覚書を遵守するために必要な事項について、この覚書を準用して委託先と約定しなければならない。

(報告義務)

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、甲に報告し、その措置につき甲と協議しなければならない。

(1) この覚書で定める方法以外の方法により連携事項を処理する必要があると認められるとき。

(2) 連携事項の処理に関し事故が生じたとき。

(秘密の保持)

第7条 乙は、本制度により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、本制度における乙の登録を解除した後においても適用があるものとする。

3 乙が本条の規定に違反し、第三者に損害を与えた場合には、乙の責任において当該損害を賠償するものとする。ただし、当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(甲の任意解除権)

第8条 甲は、次条及び第10条の規定によるほか、必要があるときは、本制度における乙の登録を解除することができる。この場合においては、甲は、本制度における乙の登録を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

2 前項の規定により本制度における乙の登録を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が賠償すべき損害額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(甲の催告による解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本制度における乙の登録を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における連携事項の不履行がこの覚書及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 連携事項の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この覚書に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの本制度における乙の登録を解除することができる。

- (1) この覚書に関し、故意若しくは過失による違反又は詐欺行為などの法令違反があったとき。
- (2) この覚書に基づく連携事項の履行ができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの覚書に基づく連携事項の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 覚書の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本制度の目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が連携事項の履行をせず、甲が前条の催告をしても本制度の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第12条又は第13条の規定によらないで本制度の解除を申し出たとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本制度に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を本制度に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第11条 第9条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき理由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による本制度の解除をすることができない。

（乙の任意解除権）

第12条 乙は、次条の規定によるほか、必要があるときは、本制度における乙の登録を解除することができる。この場合においては、乙は、本制度における乙の登録を解除しようとする日の30日前までに、甲に通知しなければならない。

2 前項の規定により本制度における乙の登録を解除した場合において、甲に損害を与えたときは、乙

は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、乙が賠償すべき損害額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(乙の催告による解除権)

第 13 条 乙は、甲がこの覚書に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本制度における乙の登録を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における連携事項の不履行がこの覚書及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第 14 条 前条に定める場合が乙の責めに帰すべき理由によるものであるときは、乙は、同条の規定による本制度の解除をすることができない。

(連携事項の処理に関する損害賠償)

第 15 条 甲及び乙は、その責めに帰すべき理由により連携事項の処理に関し一方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

3 乙は、連携事項の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(覚書に定めのない事項)

第 16 条 この覚書に定めのない事項については、必要に応じ、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 17 条 この覚書の有効期間は、取り交わした日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 か月前までに、甲と乙のいずれからも解除の申し出がなければ 1 年間更新し、その後も同様とする。

この覚書を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 (2025 年) 月 日

甲 住 所 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号むろらん広域センタービル
氏 名 北海道胆振総合振興局 局長 牧野 充 印

乙 住 所
氏 名 印